

事業活性化委員会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、特定非営利活動法人最終処分場技術システム研究協会(以下、「NPO・LSA」という。)における事業活性化委員会(以下、「本委員会」という)及び傘下の機能検査者資格認定専門委員会、機能検査普及専門委員会、匠の会の運営要領を定める。

(位置付け)

第2条 本委員会は、理事会の下で、他の委員会、事務局と十分な連携を取り、NPO・LSAの持っている技術の普及活動を行う。

(組織)

第3条 事業活性化委員会は、機能検査資格認定専門委員会、機能検査普及専門委員会、匠の会より構成され、各会は、委員長、副委員長、会長、副会長及び委員より構成する。各会の副委員長、副会長は、各長を補佐し、各長がその職務を遂行できない場合は代行する。

各会は、下記のメンバーで構成する。

- | | |
|---------------|-----------------|
| ① 機能検査認定専門委員会 | 委員長1名、副委員長2名、委員 |
| ② 機能検査普及専門委員会 | 委員長1名、副委員長2名、委員 |
| ③ 匠の会 | 会長1名、副会長2名以内、委員 |

(任期及び選任)

第4条 本委員会の委員長、副委員長、及び委員の任期は原則2年とし、総会後の理事会で選任されたのち、翌々年度の総会までとする。再任は妨げない。

- ① 本委員会の委員長は、理事会が選任する。
- ② 本委員会の副委員長は委員長が選任し、理事会に報告する。
- ③ 委員は、必要に応じて公募の上、本委員会の委員長が選任する。
- ④ 各会の委員長、副委員長、会長、副会長は、本委員会の委員長が選任する。
- ⑤ 本委員会の委員長か任期途中で退任する場合は、理事会が後任を選任する。副委員長、及び委員が任期途中で退任する場合は、本委員会において後任を選定する。本委員会の副委員長については理事会に報告する。
- ⑥ 各会の、委員長、副委員長、会長、副会長が任期途中で退任する場合は、本委員会に置いて後任を選任する。

(業務)

第5条 本委員会は、定款第5条(1)①に定める「最終処分場技術システムの普及啓発に係る事業」に基づく業務を実施する。主なる業務は次の通りである。

- ① 最終処分場機能検査資格者認定制度の普及拡大に係る事項
- ② 認定試験執行(テキストの改廃、試験問題作成、採点、公示)に係る事項

- ③ マスター資格の審査に係る事項
- ④ 認定の更新、及びに認定制度の維持管理に係る事項
- ⑤ 検査団体の登録、登録制度の維持管理に係る事項
- ⑥ 最終処分場機能検査資格者認定要領の改廃に係る事項
- ⑦ LSA として、外部の委員会、研究会に係る事項
- ⑧ 研究成果を基にした講習会(技術セミナーも含む)に係る事項
- ⑨ 受託に係る事項

(要領の改廃)

第6条 本要領の改廃は、事業活性化委員会が起案し、理事長が承認する。

付 則 この要領は、平成25年4月1日より施行する。

改定履歴

令和3年6月30日

2021年9月16日

